

令和 7 年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第 24 条の規定により、令和 7 年度奈良県食品衛生監視指導計画を策定します。

1 目的

食品衛生を確保することにより、県民の健康の保護を目的とします。

2 実施対象

奈良県内全域（奈良市を除く）

3 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間

4 監視指導実施にあたっての基本方針

- （１）食品に起因する健康危害の防止に努めます
- （２）食品等の規格基準、食品表示基準の遵守徹底を図ります
- （３）食の安全安心に関する情報発信と食品衛生知識の普及啓発の推進に努めます
- （４）食品等事業者の自主衛生管理の促進及び HACCP に沿った衛生管理の実施確認に努めます
- （５）食品の試験検査の実施に努めます

5 実施体制

- （１）県内の 3 保健所（郡山、中和、吉野）と出張所（五條出張所）及び食品衛生検査所の食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が、施設及び食品等事業者に対し直接、監視指導を実施します。
- （２）県内の 2 か所の食品衛生検査所（保健研究センター、食品衛生検査所）が食品に係る試験検査を実施します。
- （３）福祉医療部医療政策局薬務・衛生課が監視指導の策定、県民への食品衛生に関する情報提供や公表及び国、地方自治体及び県庁内関係部局等との連絡調整を実施します。

6 昨年度からの主な変更点

事項	変更内容	変更箇所
第 1 監視指導等の実施に関する基本的な事項		
4 監視指導等の実施体制	組織改編に伴う部署名等修正	P3～5
第 2 監視指導の実施に対する事項		
2 重点的に監視指導を実施	(1)③令和 3 年 6 月 1 日の法改正より時間が	P7～9

すべき項目	経過したため文言修正 (2)①ノロウイルスの食中毒原因食品を追加 ③今年度県内で発生したことを受けウエルシュ菌食中毒を重点的な項目に追加 ⑦令和6年9月1日の食品衛生法規則改正により、機能性表示食品等いわゆる「健康食品」による食中毒を追加 (4)HACCP 等、自主衛生管理体制の普及促進 令和3年6月1日の法改正より時間が経過したため文言修正	
第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項		
2 県民との意見交換(リスクコミュニケーション)	(2)リスクコミュニケーション研修会開催回数を記載 こども食堂に関する記述の削除(こども家庭課との連携し、運営者等への周知等により食中毒防止は継続していく。)	P14
別表1		
	関西県内府県市との監視指導計画との平準化	P16
用語集		
	R6.3.28 食品表示基準の一部改正を反映、特定原材料に準ずるもの(マカデミアナッツ)を追加	P22

保健研究センター実施分

令和4年度 総体383検体

令和5年度 総体371検体

令和6年度 総体317検体

令和7年度 総体306検体

市場食品検査課実施分

令和4年度 総体432検体

令和5年度 総体429検体

令和6年度 総体419検体

令和7年度 総体417検体

外部検査機関実施分

令和4年度 総体4検体

令和5年度 総体4検体

令和6年度 総体4検体

令和7年度 総体4検体

参考

関係機関の連携体制

